

宮城県食品加工原材料調達等支援事業費補助金 募集要領

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業者のうち食品加工業者（日本標準産業分類における食料品製造業を営む事業者等をいう。以下同じ。）が取り組む商品の再生産を支援するため、予算の範囲内において「宮城県食品加工原材料調達等支援事業費補助金」を交付することとしており、以下のとおり事業を募集します。

1 交付の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域経済を担う食品加工業者が実施する商品再生産に向けた取組を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とします。

2 対象となる事業者及び要件

(1) 対象となる事業者

東日本大震災以前から原材料として水産物及び米・大豆を取り扱っており、かつ東日本大震災以前から原材料を、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県（ただし、米・大豆については宮城県に限る。）から仕入れていた食品加工業者で、本事業により宮城県内での事業の再開又は継続を目指す県内に事業所を置く中小企業者とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する「みなし大企業」は、除きます。

- イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。
- ロ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有。
- ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) 対象となる要件

イ 本事業の実施にあたり、次のいずれかの要件に該当していること。

(イ) 東日本大震災の影響により、食品加工原材料の調達が困難になり、調達先を変更する必要が生じた食品加工業者であること。

(ロ) 東日本大震災の影響により、自社工場等の再建までの期間、他社に生産等を委託し自社商品の生産を継続する食品加工業者であること。

ロ 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること。

(イ) 当該食品加工業者の商品生産の早期再開に資すること。

(ロ) 当該食品加工業者の雇用維持に資すること。

(ハ) 被害地域の復旧に資すること。

ハ 東日本大震災により生産施設及び生産設備に被害が生じていること。

3 交付申請の際に必要な提出書類

- (1) 宮城県食品加工原材料調達等支援事業費補助金 交付申請書（様式第1号）
- (2) 宮城県食品加工原材料調達等支援事業 補助事業計画書（別紙様式）
- (3) 宮城県食品加工原材料調達等支援事業費事業対象経費積算表（別紙参考様式）
- (4) 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書・領収書の写し等）
- (5) 直近3年間の財務諸表

- (6) 定款の写し
 - (7) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）[法人の場合]又は住民票抄本[個人の場合・代表者のみ]
 - (8) 納税証明書（税目：全ての県税）
 - (9) 暴力団排除に関する誓約書
 - (10) 株主名簿の写し[株式会社の場合]
 - (11) その他知事が必要と認める書類（事業を活用して生産する（している）商品の写真等）
- ※提出書類の各様式は下記食産業振興課HPよりダウンロードしてください。
 →<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2017hojyo-gzr.html>

4 補助の対象となる経費

水産物及び米・大豆を原材料とする商品の再生産の際に新たに生じる経費とします。

(1) 水産食料品製造業

東日本大震災により岩手県、宮城県、福島県及び茨城県からの原材料調達が困難となり、遠隔地から原料の確保を行う際の掛かり増し経費や、自社工場再建までの期間、他社に生産を委託することにより生じる生産原価の増加分などとし、その経費区分は下表のとおりとします。

(2) 米・大豆を原料とする食料品製造業

東日本大震災により宮城県からの原材料（加工用米・大豆）調達が困難となり、遠隔地からの原料の確保や代替原材料を調達する際の掛かり増し経費や、自社工場再建までの期間、他社に生産を委託することにより生じる生産原価の増加分などとし、その経費区分は下表のとおりとします。

なお、代替原材料を調達する際の掛かり増し経費とは、やむを得ず本県の加工用米から国産の主食用米に調達変更した場合に生ずる経費の増加分をいいます。

項 目	対 象 と な る 経 費		補 助 率
	経費区分	内 容	
掛かり増し 経費	原 材 料 費	原材料の産地変更に伴う原材料費の増加分の費用	1 / 2 以内か つ 1 件当たり 5,000 千円を 上限とする。
	輸 送 費	原材料の産地変更に伴う輸送料の増加分の費用	
	印 刷 費	原材料の産地変更に伴う包材デザイン開発費用	
生産委託に よる生産原 価増加経費	輸 送 費	原材料の産地変更に伴う輸送料の増加分の費用	
	印 刷 費	原材料の産地変更に伴う包材デザイン開発費用	
	委 託 料	自社製造時と比較しての生産原価増加分の費用	

※ 本事業は2か年利用できます。ただし、平成30年度については、当該事業に係る平成30年度予算が成立した場合、利用可能となります。

5 補助事業計画の事業期間

原則として、平成30年3月31日までとします。

なお、補助の対象となる経費は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに支払いが完了したのになります。

6 補助金交付申請の採択

県は、補助金交付申請書の「補助事業計画書」に基づき、予算の範囲内で、生産活動の内容、地域への波及効果等を勘案し、その内容を評価し採択します。

7 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 補助対象経費の1/2以内

(2) 補助限度額 500万円

※ 予算の範囲内での採択となるため、申請件数が多い場合は、採択の見合わせや補助率、補助限度額の範囲内での調整等も想定されますので、予め御了承願います。

8 募集期間

平成29年7月10日(月)から平成29年8月18日(金)午後5時まで

※直接持参による受付：平日の午前9時から午後5時まで

9 提出先

(1) 提出部数

1部(なお、添付資料も含め、提出控えを別途1部作成し保管願います。)

※提出書類の各様式は、下記HPよりダウンロード願います。

(2) 提出先・問い合わせ先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県農林水産部食産業振興課食ビジネス支援班 (担当 大野澤)

TEL 022-211-2812

FAX 022-211-2819

メール s-business@pref.miyagi.lg.jp

HPアドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2017hojyo-gzr.html>

10 注意事項

補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。

(1) 事業実施主体が、県内に所在していること。

(2) 県税に未納がないこと。

【補助金交付申請時に納税証明書の提出を求めます】

(3) 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

【補助金交付申請時に誓約書、役員名簿等の提出を求めます】